

上作延地区住居表示検討委員会・小委員会（第4回） 摘録

日 時 令和3年12月8日（水）午前10時～午前11時20分

場 所 上作延町会会館

出席者 上作延町会：浅田幾美（委員長）、水科宗一郎（副委員長）

齊藤安男、三田敏幸、金子貞視

事務局 戸籍住民サービス課：田中課長補佐、平山

【議題1】第3回小委員会の検討内容の確認について（資料1）

○事務局から第3回小委員会の摘録について、意見がある場合は事務局まで連絡することを説明。

【議題2】町の区域の合理化について（資料2、参考資料）

○事務局から第3回小委員会の議論に基づき作成した2つの町の区域の合理化及び現境界線のままの案を説明。

○参考資料として上作延地区の一部について住居表示を実施せずに保留の扱いにした場合の案を説明。

委 員：1件だけ反対の場合、資料にある全区域を実施しないことになるのか。

事 務 局：1件だけ実施区域から除く扱いはできない。また、街区の中間の数件が反対だからそこは未実施という扱いもできない。反対があった場合に町界線を変更するのか、しないのかを決める必要がある。

委 員：B区域（資料2）に何件かは反対者がいる。

事 務 局：平成29年に住居表示に関するアンケートを行っているが、向ヶ丘の町名が変わることに反対と答えた方が資料2のA・B区域に何人いるのか分かるか。

副委員長：向ヶ丘地区の住民の回答は、過去2度の検討で結論が出ているはずだ、というのがほとんどだった。A・B区域の人に話をするととなると再び紛糾することになる。

各 委 員：そのとおりだ。

事 務 局：A・B区域は町会の何支部になるのか。

委員：西台第2である。

事務局：アンケート結果によれば、西台第2は対象世帯109のうち、回答数は63、向ヶ丘を変更することに反対は59であり、回答者の多くが反対の結果である。過去にも聞いているが再び住居表示について聞くことになる。

副委員長：アンケートを実施した時に「なぜまた今さら住居表示を繰り返し聞くのか。」という意見であった。

委員：過去に検討したのに決まらなかった。その事実を念頭に検討しないと前に進まなくなる。

副委員長：我々としては、A・B区域に住居表示の話をすると前に進まなくなり、後退してしまう懸念の方が強いのが本音である。

事務局：町界の見直しは困難な理由、その結論に至る経過をまとめて検討委員会に説明する必要がある。これまでの経過や理由をもって現状の町界で実施せざるを得ないのか。地域の実情がそうであれば現状のまま実施するというのも1つの結論である。

副委員長：住居表示の機会に公道によって町界を見直すのが理想であるが、今回3度目の住居表示の機運を活かし、これまで2度住居表示を検討したが見送りになった特殊事情を踏まえ、やむを得ず現状の町界線のまま住居表示を実施することになったという流れであろう。

委員長：町会では町界線がまたがっている箇所や道路でないところに引かれている箇所は見直したいと話をしている。

事務局：それに対してどんな反応なのか。

委員長：何も意見がないことから、現状のまま問題ないということだろう。

事務局：問題なのは、町界線が敷地等をまたがっていることではない。町界線が民・民の境を通っている箇所があるので、住居表示の際に町界を公道等にすることで分かりやすくすることが目的である。

事務局：向ヶ丘という地名に対する意識を持った方が多く住んでいて、それに愛着を持っているという感じか。

委員：向ヶ丘の人は向ヶ丘に愛着を持っているし、上作延の人は上作延に愛着を持っている。そういうものだ。

事務局：この場では町界の現状を変えるのは難しいと判断するが、話をしやすい方にソフトに聞いて確認する方法もある。

委員：ちなみにB区域に6件知っているお宅があるが、すべて反対のはず。

事務局：了解した。

委員長：現状の町界は変更しにくい要素があるということを理解していただいて、今後どうするかということになるがどうか。

委員：小委員会としてはA・B区域を上作延にはしないとしなければダメである。

委員長：結論としては現状の町界を基準に実施するしかないということになる。これまでの皆さんの御意見やアンケート結果を踏まえるとそうなるが、いかがか。

副委員長：それを基本として、もう少し理由付けがしたい。

委員：アンケートに名前は書いていないのか。

副委員長：名前は書いている人が多かったと記憶している。

委員：アンケートに名前が書かれているのであれば、A・B区域に反対者がどれくらいいるか照合してみてもどうか。どれだけの人が反対しているか、裏付けが取れるのであれば知りたい。
(A・B区域の反対者数を把握できれば次回の小委員会で報告。)

事務局：本日の議論をまとめて次回に確認(現町界で実施する理由等)することによいか。

各委員：それでよい。

【議題3】その他

- 小委員会の第5回を(令和3年12月21日(火)午前10時)上作延町会館で開催することを決定。